

質疑に対する回答

令和8年6月9日

地方独立行政法人宮城県立こども病院  
理事長 虻川 大樹

No	項目	仕様内容	質問	回答
1	3.11.1.3.2	波形表示は実寸が可能であり、任意に2倍までのサイズ(Ratio)変更が行えること。	左記仕様書に関して当該要件の必要性および実現性、ならびに運用上の影響や競争性確保の観点を踏まえ削除をご検討いただけますでしょうか。	「波形表示は実寸が可能であり、任意に2倍までのサイズ(Ratio)変更が行えること。」を削除します。
2	3.11.1.3.6	標準12誘導心電図表示は標準表示とカブレ表示の切り替えが可能であること。	左記仕様書に関して当該要件の必要性および実現性、ならびに運用上の影響や競争性確保の観点を踏まえ削除をご検討いただけますでしょうか。	「標準12誘導心電図表示は標準表示とカブレ表示の切り替えが可能であること。」を削除します。
3	3.11.1.3.9	モニターのグリッド表示は波形レイアウトごとに設定できること。	左記仕様書に関して当該要件の必要性および実現性、ならびに運用上の影響や競争性確保の観点を踏まえ削除をご検討いただけますでしょうか。	「モニターのグリッド表示は波形レイアウトごとに設定できること。」を削除します。
4	3.11.1.3.12	SPO2の信号信頼性を示すSQI値、測定部位の循環状態を示すPI値を表示できること。SPO2センサーケーブルはテーブル前方(先端)まで届かない場合には、延長して使用できるようにすること。	左記仕様書に関して当該要件の必要性および実現性、ならびに運用上の影響や競争性確保の観点を踏まえ削除をご検討いただけますでしょうか。	「SPO2センサーケーブルはテーブル前方(先端)まで届くように5メートル以上にすること。」に仕様を変更いたします。

No	項目	仕様内容	質問	回答
5	3.11.1.5.7	12誘導心電図解析を行うことにより、QRS幅解析が行えること。	左記仕様書に関して当該要件の必要性および実現性、ならびに運用上の影響や競争性確保の観点を踏まえ削除をご検討いただけますでしょうか。	「12誘導心電図解析を行うことにより、QRS幅解析が行えること。」を削除します。
6	3.11.1.5.9	動脈血酸素飽和度演算（オキシメトリ）では心臓の絵を模したシェーマの表示、およびシェーマからの入力が可能なこと。	左記仕様書に関して当該要件の必要性および実現性、ならびに運用上の影響や競争性確保の観点を踏まえ削除をご検討いただけますでしょうか。	「動脈血酸素飽和度演算（オキシメトリ）では心臓の絵を模したシェーマの表示、およびシェーマからの入力が可能なこと。」を削除します。
7	3.11.1.5.13	一度のプルバックイベントで5サイト以上、30分以上の解析が可能であること。	左記仕様書に関して当該要件の必要性および実現性、ならびに運用上の影響や競争性確保の観点を踏まえ削除をご検討いただけますでしょうか。	「一度のプルバックイベントで5サイト以上、30分以上の解析が可能であること。」を削除します。
8	3.11.1.5.14	過去データから新たなプルバックイベントを作成することが可能であること。	左記仕様書に関して当該要件の必要性および実現性、ならびに運用上の影響や競争性確保の観点を踏まえ削除をご検討いただけますでしょうか。	「過去データから新たなプルバックイベントを作成することが可能であること。」を削除します。
9	3.11.1.7.3	<加点項目>既存の生体情報管理システム（日本光電光電製「PrimeGaia」）と接続し、病棟や外来でも数値・波形の確認を可能な場合は加点として評価する。	左記仕様書に関して当該要件の必要性および実現性、ならびに運用上の影響や競争性確保の観点を踏まえ削除をご検討いただけますでしょうか。	診療上の利便性を考えて、仕様の変更はいたしません。

No	項目	仕様内容	質問	回答
10	3.11.1.1.1	測定項目は標準 12 誘導心電図(標準表示/カメラ表示)、導出 18 誘導心電図、観血血圧×7 チャンネル、熱希釈式心拍出量、非観血式血圧、経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)×2ch、呼吸曲線(インピーダンス式/サミスタ方式/CO2 方式)、体温×4ch、BIS、CO2 が可能であること。	以下のとおり変更をご検討いただけますでしょうか。 測定項目は標準12 誘導心電図(標準表示/カメラ表示)、導出18 誘導心電図、観血血圧×67 チャンネル、熱希釈式心拍出量、非観血式血圧、経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)×2ch、呼吸曲線(インピーダンス式/サミスタ方式/CO2 方式)、体温×4ch、BIS、CO2 が可能であること。	「測定項目は標準 12 誘導心電図、観血血圧×6 チャンネル、熱希釈式心拍出量、非観血式血圧、経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)、呼吸曲線(インピーダンス式)、体温が可能であること。」に変更いたします。 3.11.1.1.1.1 として、 「経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)×2ch、呼吸曲線(CO2 方式)が測定可能な場合には加算として評価する。」を追加いたします。
11	3.11.1.1.2	標準 12 誘導心電図、導出 18 誘導心電図、観血血圧、非観血式血圧、経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)、呼吸曲線、体温、BIS、CO2 は血行動態検査、EPS 検査で共通のアプリが使用できること。	以下のとおり変更をご検討いただけますでしょうか。 標準12 誘導心電図、導出18 誘導心電図、観血血圧、非観血式血圧、経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)、呼吸曲線、体温、BIS、CO2 は血行動態検査、EPS 検査で共通のアプリが使用できること。	「標準 12 誘導心電図、観血血圧、非観血式血圧、経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)、呼吸曲線、体温、血行動態検査、EPS 検査で共通のアプリが使用できること。」に変更いたします。
12	3.11.1.3.3	ウェーブディスプレイにはリアルタイム波形を全画面波形表示または 3 分割表示が可能で、それぞれの画面に最大 64 チャンネルの波形表示が可能であること。	以下のとおり変更をご検討いただけますでしょうか。 ウェーブディスプレイにはリアルタイム波形を全画面波形表示または3分割表示が可能で、それぞれの画面に最大64 チャンネルの波形表示が可能であること。	「ウェーブディスプレイにはリアルタイム波形を全画面波形表示が可能で、それぞれの画面に最大 64 チャンネルの波形表示が可能であること。」に変更いたします。

No	項目	仕様内容	質問	回答
13	3.11.1.3.10	掃引速度は 6.25、12.5、25、50、100、150、200、400mm/sec の切り替えが可能であり、キーボード上からでも操作可能であること。	以下のとおり変更をご検討いただけますでしょうか。 掃引速度は <del>6.25、12.5、25、50、100、150、200、400mm/sec</del> 5 または6.25、10 または12.5、25、50、100、150、200、400mm/sec の切り替えが可能であり、キーボード上からでも操作可能であること。	「掃引速度は 6.25、10 または 12.5、25、50、100、150、200、400mm/sec の切り替えが可能であり、キーボード上からでも操作可能であること。」に変更いたします。
14	3.11.1.4.3	小児患者での検査を想定し専用キーボードに血圧のサブサイトキーを有すること。	以下のとおり変更をご検討いただけますでしょうか。 小児患者での検査を想定し専用キーボードに血圧の <del>サブ</del> サイトキーを有すること。	「小児患者での検査を想定し専用キーボードに血圧のサイトキーを有すること。」に変更いたします。
15	3.11.1.5.3	心室圧測定をすることにより、拡張期指標である-max dp/dt、 $\tau$ 解析が行えること。	以下のとおり変更をご検討いただけますでしょうか。 心室圧測定をすることにより、拡張期指標である-max dp/dt、 <del><math>\tau</math></del> 解析が行えること。	「心室圧測定をすることにより、拡張期指標である-max dp/dt が行えること。」に変更いたします。
16	3.11.1.5.10	Qp/Qs の表示、およびその計算式も同じ画面上で確認可能なこと。	以下のとおり変更をご検討いただけますでしょうか。 Qp/Qs の表示、 <del>およびその計算式も同じ画面上で確認が可能なこと。</del>	「Qp/Qs の表示が可能なこと。」に変更いたします。
17	3.11.1.5.11	計測用のキャリパは時間、振幅および血圧波形計測（最高／最低／平均）が可能であること。	以下のとおり変更をご検討いただけますでしょうか。 計測用のキャリパは時間、振幅および血圧波形計測（ <del>最高／最低／平均</del> ）が可能であること。	「計測用のキャリパは時間、振幅および血圧波形計測が可能であること。」に変更いたします。

No	項目	仕様内容	質問	回答
18	3.11.1.5.12	タイマーは最高3つの並行した計測が可能で、リレー動作やダウンカウントが可能であること。	以下のとおり変更をご検討いただけますでしょうか。 タイマーは最高3つの並行した計測が可能で、 <del>リレー動作</del> やダウンカウントが可能であること。	「タイマーは最高3つの並行した計測が可能で、ダウンカウントが可能であること。」に変更いたします。
19	3.11.1.7.2	測定波形および画面コピーはDICOM規格にて任意の波形を選択することができ、任意の順序で当院既設の検像システム（アレイ社製「Quartina」）2台にオンライン転送できるようにすること。	以下のとおり変更をご検討いただけますでしょうか。 測定波形および画面コピーはDICOM規格にて任意の波形を選択することができ、 任意の順序で当院既設の検像システム（アレイ社製「Quartina」） <del>2</del> 台にオンライン転送できるようにすること。	バックアップ用で2台に接続が必要なため、仕様の変更はいたしません。
20	3.11.10.1 3.11.10.2	血管撮影装置の画像データ（DICOM形式） 心臓カテーテル検査用ポリグラフ装置の記録データ	こちらは3.11.10のPCに保存するデータの認識でよろしいでしょうか？	3.11.10のPCに保存するデータです。
21	3.11.17.2	プローブには動画保存、フリーズ、カラー起動、などの多彩なユーザーカスタマイズ機能に対応しており、それらを手元で操作が可能であること。	「フリーズもしくは画像保存ができる。」に変更は可能でしょうか？	「無線タイプのプローブの場合は、バッテリーは取り外し可能なカートリッジタイプを採用し、プローブ側でフリーズもしくは画像保存が可能であること。有線タイプの場合は22MHz以上の周波数帯域に対応すること。」に変更いたします。

No	項目	仕様内容	質問	回答
22	3.11.17.3	プローブはクリーニングや消毒のために浸水することができること。	「ワイヤレスプローブ全体はクリーニングや消毒のために浸水することができること。」に変更は可能でしょうか？	清潔カバーで覆うため汚れた部分のクリーニングや消毒ができればよいので仕様の変更はいたしません。
23	3.11.17.4	プローブのバッテリーは迅速な交換を可能とするため、内臓型ではなく取り外し可能なカートリッジタイプを採用していること。	項目を削除は可能でしょうか？ もしくは、「バックアップ用に有線20メガヘルツ以上の高周波リニアプローブを1個追加すること」ではいかがでしょうか？	3.11.17.4 を削除いたします。
24	3.11.17	穿刺手技の安全性と確実性を高めるため、ワイヤレス超音波装置は以下の要件を満たすこと。	以下の要件を追加してはいかがでしょうか。 ・本体のモニタサイズは14インチ以上であり、タブレットではないこと。 ・本体重量が架台込みで25 kg以上、65 kg以下であること。	3.11.17.7 に 「本体モニタサイズは 14 インチ以上であること。」を追加いたします。 3.11.17.9 に 「民生品のタブレット端末を使用していないこと。」を追加いたします 専用カートで移動可能であり、重量は問いません。
25	落札者決定基準		技術点及び価格点の配分に関する根拠について、ご教示頂きたく存じます。	本調達については、当院の診療の特性上、調達機器の性能、機能および技術力を高く評価することが、結果として医療の安定的な提供および安全性の確保につながるものと判断しております。このようなことから、選定委員会の審査を経て、配分を決定したものです。

No	項目	仕様内容	質問	回答
26	仕様書配点		技術点の基礎項目点・加点点の割り振り・各項目の配点についてご教示頂きたく存じます。	技術点の詳細な配点につきましては、非公表としております。 審査・評価にあたっては、選定委員会が事前に定めた評価基準に基づき、すべての入札参加者に対し公正な審査・評価を行いますことをご理解いただきますようお願いいたします。
27	3.1.1.2	回転範囲は LAO/RAO 方向に 120° /120° 以上であること。	「回転範囲はLAO/RAO方向に120。/120。以上であること。」に関して、既設装置と同等の可動域を担保するLAO/RAO方向に130。/130。以上可能な場合は加点点として評価いただけないでしょうか。	患者の体に衝突の可能性があるため、120°以上で十分です。
28	3.1.1.10.1	<加点点項目>スタンド旋回とテーブル移動により、バイプレーンにおいて患者の乗換えなしで頭頂から足先までの透視・撮影が可能な場合には加点点として評価する。	「スタンド旋回とテーブル移動により、バイプレーンにおいて患者の乗換えなしで頭頂から足先までの透視・撮影が可能な場合には加点点として評価する。」は成人患者の検査も想定し、180Cm以上の範囲を透視・撮影が可能という解釈でよろしいでしょうか。	「スタンド旋回とテーブル移動により、バイプレーンにおいて患者の乗換えなしで頭頂から足先まで（180cm 以上の範囲）の透視・撮影が可能な場合には加点点として評価する。」に変更いたします。
29	3.1.2.1.1	<加点点項目>支持アームは、アームの操作性並びに周囲との干渉を抑えるためケーブル露出が少ない機構を備えている場合は、加点点として評価する。	「支持アームは、アームの操作性並びに周囲との干渉を抑えるためケーブル露出が少ない機構を備えている場合は、加点点として評価する。」は、ケーブルが蛇腹ではなくキャタピラー方式の機構であるという解釈でよろしいでしょうか。	蛇腹ケーブルよりも周囲との干渉を抑えることができるケーブル露出が少ない機構ということです。

No	項目	仕様内容	質問	回答
30	3.1.3.1.2	<加点項目>バイプレーンで検査を行う場合に、頭部側に麻酔器の挿管スペースなど直接アプローチ可能なスペースを確保出来る場合は加点として評価する。	「バイプレーンで検査を行う場合に、頭部側に麻酔器の挿管スペースなど直接アプローチ可能なスペースを確保出来る場合は加点として評価する。」に関しては、正面アームがオフセット設置になっておりスペースの確保が可能という解釈でよろしいでしょうか。	正面アームのオフセット設置に関わらずアーム位置調整により頭部側にスペースの確保ができれば加点として評価します。
31	3.1.3.2.3	<加点項目>参照画像をアームに連動させるオートマップ機能を有する場合加点とする。	「参照画像をアームに連動させるオートマップ機能を有する場合加占とする。」は、アームの角度情報に応じて参照画像が連動して切り替わる機能という解釈でよろしいでしょうか。もしくは参照画像とアーム角度の双方向の連動機能という解釈でしょうか。	参照画像に合わせてアームを連動させる機能ということです。
32	3.3.7	操作コンソールを有すること。	「操作コンソールを有すること。」がX線高電圧発生装置の項目に含まれておりますが、アームコントローラや操作室のコンソールなどのシステムを指していますでしょうか。	アームコントローラや操作室のコンソールを指しています。
33	3.6.1.9	検査室内の大画面モニターに付属して、麻酔器のモニター信号などを表示できるサブモニターを2面付属すること。	「検査室内の大画面モニターに付属して、麻酔器のモニター信号などを表示できるサブモニターを2面付属すること。」に関して、大画面モニターの横に2面を同一フレーム内に設置可能な場合は、横並びで画像などを表示できるメリットがあるため加点として評価いただけないでしょうか。	大画面モニターに設置するサブモニターは術者から見える場所に設置できればよいため、加点項目の追加はいたしません。

No	項目	仕様内容	質問	回答
34	3.7.2.1	<加点項目>バイプレーンでの透視マトリクスが、1024x1024マトリクスおよび12bit以上である場合は加点として評価する。	「バイプレーンでの透視マトリクスが、1024x1024マトリクスおよび12bit以上である場合は加点として評価する。」とありますが、さらに上位の「バイプレーンでの透視マトリクスが、2Kマトリクス、12bit以上である」場合、より一層の高画質となるため、さらに加点として評価いただけないでしょうか。	バイプレーンでの透視マトリクスが、1024x1024マトリクスおよび12bit以上で十分と考えます。加点項目の追加はいたしません。
35	3.9.1 3.9.3	専用のワークステーションを装備すること。 血管撮影装置の画像データを、オンラインでかつ自動的にワークステーションに転送する機能を有すること。	3.9.1「専用のワークステーションを装備すること。」、3.9.3「血管撮影装置の画像データを、オンラインでかつ自動的にワークステーションに転送する機能を有すること。」に関して、ワークステーションが本体に内蔵型の仕様でも問題ないでしょうか。	内蔵型の仕様でも血管撮影装置で透視・撮影とは別に操作可能であれば問題ありません。
36	3.9.4.1	<加点項目>512マトリクス×512マトリクスにて4秒収集が可能の場合は加点として評価する。	「512マトリクス×512マトリクスにて4秒収集が可能の場合は加点として評価する。」に関して、二次再構成を必要とせず、4秒のコーンビームCT撮影直後に再構成される画像が512マトリクス×512マトリクスであるという解釈でよろしいでしょうか。	二次再構成を必要とせず、4秒のコーンビームCT撮影直後に再構成される画像が512マトリクス×512マトリクスであるという解釈でよいです。
37	3.9.5	コーンビームCTにおけるメタルアーチファクトを抑制または削除する機能を有すること。	「コーンビームCTにおけるメタルアーチファクトを抑制または削除する機能を有すること。」について、小児領域の特殊なシチュエーションにも対応できるよう、金属部分のティテクションをマニュアルで行える場合は加点として評価していただけないでしょうか。	コーンビームCTにおけるメタルアーチファクトを抑制または削除する機能で十分なため、加点項目の追加はいたしません。

No	項目	仕様内容	質問	回答
38	3.9.9.1	<加点項目>3D 画像とバイプレーンアームの双方向連動が可能である場合は加点として評価する。	「3D 画像とバイプレーンアームの双方向連動が可能である場合は加点として評価する。」に関して、3D 画像からの C アームへの角度情報転送、C アームからの角度情報を 3D 画像に反映する両機能が正面アーム側面アーム同時に可能である、という理解でよろしいでしょうか。	「3D 画像とバイプレーンアームの双方向連動が可能である場合は加点として評価する。」に関して、3D 画像からの C アームへの角度情報転送、C アームからの角度情報を 3D 画像に反映する両機能が正面アーム側面アーム同時に可能である、ということです。
39	3.9.14	IVR におけるデバイスの誘導支援ツールを有すること。	「IVR におけるデバイスの誘導支援ツールを有すること。」として、心臓 CT データから冠動脈中心線を自動抽出し、透視に Fusion する機能を有する場合、冠動脈入口部付近の手技の際にメルクマールとして使用できるため、加点として評価いただけないでしょうか。	オプションを含めた装置のデバイスの誘導支援ツールをすべて搭載することが希望のため、個別のツールに関して加点項目は追加いたしません。
40	3.1.1.1.3	<加点項目>アーム床支持部が検査用テーブル直下でない床置き式であり、アーム形状がオフセットのないストレート方式である場合は加点として評価する。	弊社はアーム支持部が検査用テーブル直下にある床置き式です、直下にあることで患者頭側、左右直行方向からのアプローチが容易に行えます。回転撮影を全身で行うことも可能です。そのため、「アーム床支持部が検査用テーブル直下、もしくは直下でない床置き式であり、アーム形状がオフセットのないストレート方式である場合は加点として評価する。」に変更をお願い申し上げます	検査用テーブル直下に障害物が少ない構造は、麻酔導入や頸部穿刺時に利点であるため、仕様の変更はいたしません。

No	項目	仕様内容	質問	回答
41	3.1.2.1	設置方式は、天井懸垂式であること。	弊社の側面アームはアームを 2 本組み合わせたダブル C アーム構造であり術者との干渉が少なくストレスの少ない構造となっております。そのため、「ダブル C アームである場合、加点として評価する」の加点項目追加をお願い申し上げます。	3.1.2.1.2 に、「ダブル C アームである場合、加点として評価する。」の加点項目を追加いたします。
42	3.2.1	テーブルの高さの上下動は、80cm 以下から 100cm 以上の範囲で設定可能であること。	弊社は Swivel 機能付テーブルの可動域が 82cm～110cm のため、「テーブルの高さの上下動は、82cm 以下から 100cm 以上の範囲で設定可能であること。」へ変更をお願い申し上げます。	「テーブルの高さの上下動は、82cm 以下から 100cm 以上の範囲で設定可能であること。」へ変更します。
43	3.2.12	術者側アクセサリールには、寝台を上下左右に移動させるコントローラーを設置すること。	寝台移動のコントローラーだけでなく、撮影画像の再生やリファレンス貼り付けを行えるリモコンがあることにより、術者の手技効率向上に繋がるため、「リファレンス貼り付けや画像操作の可能なワイヤレスリモコンがある場合、加点として評価する。」の加点項目を追加お願い申し上げます。	当院では術者以外が画像操作を行うため、術者側アクセサリールには、寝台を上下左右に移動させるコントローラーのみの設置で十分と考えます。仕様の変更はいたしません。
44	3.2.14	停電時にシステム、テーブルが動作可能な無停電電源 (UPS) を備えること。	弊社は停電時にシステム、テーブルが動作可能な無停電電源 (UPS) を有しておりません。停電時においてもテーブル支持部回転で患者を退避は行えます。削除お願い申し上げます。	停電時の患者の安全を確保するために必要な項目であるため、削除はいたしません。対応すること。

No	項目	仕様内容	質問	回答
45	3.4.1.4	陽極冷却方式は油冷または水冷方式またはその併用であること。	弊社は直接陽極冷却機構（油冷）方式であり、これにより X 線管はコンパクト設計のまま非常に高い冷却率・熱容量を実現しております。そのため、「油冷のみでの循環冷却方式である場合、加点として評価する。」の加点項目を追加お願い申し上げます。	油冷のみの冷却も認めているため加点項目の追加はいたしません。
46	3.5.1.12	FD 検出器本体側で FD を上下できること。	弊社の FD 検出器はテーブルサイドコントローラーもしくは操作室コントローラーにて動作可能のため、「FD 検出器本体側もしくは検査室・操作室に設置されるコントローラーで FD を上下できること。」へ変更をお願い申し上げます。	「FD 検出器本体側もしくは検査室・操作室に設置されるコントローラーで FD を上下できること。」へ変更いたします。
47	3.6.1.4	ライブ、リファレンスを含め、10 種類以上の映像信号を同時に入力・表示可能であること。	弊社は画像表示に関して同時に 8 信号の表示のため、「ライブ、リファレンスを含め、8 種類以上の映像信号を同時に入力・表示可能であること。」へ変更をお願い申し上げます。	「ライブ、リファレンスを含め、8 種類以上の映像信号を同時に入力・表示可能であること。」へ変更します。

No	項目	仕様内容	質問	回答
48	3.6.1.5	検査室内外で表示レイアウト変更が可能であること。	<p>弊社は操作室・検査室どちらからでもタッチパネルにて表示レイアウトの変更が直感的に可能であり効率の良い手技環境をご提供します。そのため、「装置に搭載されているタッチパネルコントローラで操作室および検査室で行える場合、加点として評価する。」の加点項目を追加お願い申し上げます。</p> <p>さらに、そのモニターレイアウトは 32 種類あり、ユーザー側で自由にカスタマイズすることも可能となっており、検査や先生の好みに応じた最適なレイアウトを簡単に設定可能です。そのため、「32 種類以上のレイアウトパターンに対応している場合、加点として評価する。」の加点項目も追加お願い申し上げます。</p>	<p>操作室・検査室どちらからでも表示レイアウトが変更できればよいので、加点項目の追加はいたしません。</p>
49	3.6.1.6	検査室用モニター懸架システムは天井懸架式で、上下移動・水平移動・回転(旋回)が可能であること。	<p>弊社のラージモニターは長手方向、横手方向に独立して 2800 mm以上移動可能であり、あらゆる検査に対応可能な可動域を有しております。そのため、「長手方向、横手方向に独立して 2800 mm以上移動可能である場合、加点として評価する」の加点項目を追加お願い申し上げます。</p> <p>さらに、電動にてモニターを上下させることができるため、誰でも簡単にモニターを動かすことが可能となっております。そのため、「電動操作にて上下動が行える場合、加点として評価する。」の加点項目も追加お願い申し上げます。</p>	<p>術者に見える範囲で移動可能であればよいので加点項目の追加はいたしません。</p> <p>電動でのモニター上下機能は必要としていないので加点項目の追加はいたしません。</p>

No	項目	仕様内容	質問	回答
50	3.7.6	後処理機能としてオートピクセルシフト機能を有すること。	弊社の場合、オートピクセルシフトはリアルタイムの機能として有しているため、後処理機能には該当しません。そのため、「後処理機能もしくはリアルタイムのオートピクセルシフト機能を有すること。」へ変更をお願い申し上げます。	「後処理機能もしくはリアルタイムのオートピクセルシフト機能を有すること。」へ変更いたします。
51	3.7.12	透視保存機能を有すること。	透視保存は手でボタンを押すだけでなく、足を使ってフットスイッチにて保存することも可能とすることで、術者の手技効率が向上するため、「透視保存機能は、操作室および検査室のベットサイドコントローラおよびフットスイッチで行える場合、加点として評価する。」の加点項目を追加お願い申し上げます。	ベッドサイドまたは操作室で透視保存機能を実行できればよいので、加点項目は追加いたしません。
52	3.7.13	ECG 波形をモニター上に表示でき、かつ、ユーザーがいつでも必要に応じて表示の ON・OFF を選択できること。	ECG 信号を透視と同期させることで被ばく低減に寄与することが可能となるため、「ECG 信号をトリガリングさせた透視、撮影が行え、心周期の位相と同期が行える場合、加点として評価する。」の加点項目を追加お願い申し上げます。 さらに、弊社では信号の同期を ms で細かく設定可能なため、「Delay Time を ms で設定できる場合は加点として評価する。」の加点項目も追加お願い申し上げます。	ECG 波形表示の項目なので、項目が違います。心周期の位相と同期の機能は必要としていないため、加点項目の追加はいたしません。

No	項目	仕様内容	質問	回答
53	3.7.14	DICOM3.0 に準拠したオフライン記録用メディアとして、DVD-R または CD-R に対応できること。	オフライン記録用メディアへは DICOM 形式に加え、汎用的な画像・動画形式での記録が可能であることが望ましいため、「DICOM フォーマットだけでなく、MPEG4、PNG 形式での画像書き込みができる機能を有する場合、加点として評価する。」の加点項目を追加お願い申し上げます。	血管撮影装置本体からは DICOM 形式で保存ができればよいです。加点項目の追加はいたしません。
54	3.7.16	他社製のアプリケーションや周辺機器との接続を可能にするインターフェイスを有すること。	弊社は DICOM での画像インターフェイスや DVI での映像信号での出力の機能を有しております。その他、どのようなインターフェイスをご要望されているかご教授お願い申し上げます。	Mouse Without Borders のように、血管撮影装置に連携している周辺 PC を 1 組のマウス・キーボードを共用して操作可能な状態にできればハードまたはソフトによる機能追加の方法は問いません。
55	3.7.17	画像解析支援システムは、解剖学的レンジプリセット（Machine Learning による AI 自動認識部位に基づき実行される MPR 画像が自動的に任意方向に調整される機能）を有すること。	弊社は画像解析支援システムを有しておりません。削除お願い申し上げます。	他社の画像解析支援システム等で仕様内容を満たすこと。よって、仕様の変更はいたしません。
56	3.7.18	画像解析支援システムのアプリケーションは、解剖学的レンジプリセットの自動生成、任意サーバへの自動転送機能を有すること。	弊社は画像解析支援システムを有しておりません。削除お願い申し上げます。	他社の画像解析支援システム等で仕様内容を満たすこと。よって、仕様の変更はいたしません。

No	項目	仕様内容	質問	回答
57	3.7.19	画像解析支援システムのアプリケーションは、モンテカルロ法を用いた 3D 画像 Cinematic Volume Rendering Technology (VRT) 表示機能を有すること。	弊社は画像解析支援システムを有しておりません。削除お願い申し上げます。	他社の画像解析支援システム等で仕様内容を満たすこと。よって、仕様の変更はいたしません。
58	3.8.1	5f/s 以下、 7.5f/s、15f/s のデジタルパルス透視が可能であること。	<p>X 線量を増加させないライブ透視画像のデジタルズーム表示機能は被ばく低減に重要な機能であるため、「X 線量を増加させないライブ透視画像のデジタルズーム表示機能を有し、5 倍以上の任意デジタルズーム、パンニング操作が操作室および検査室で行える場合、加点として評価する。」の加点項目を追加お願い申し上げます。</p> <p>さらに、弊社ではタッチパネル上にライブ画像の表示が可能となっており、スマートフォンのような直感的操作性を持っておりますため、「ライブ透視がタッチパネル式コントローラーに表示され、指操作で任意にパンズームできる場合、加点として評価する。」の加点項目も追加お願い申し上げます。</p>	<p>視野拡大については別項にあります。</p> <p>ライブ透視の拡大操作は安全のため透視を止めて行い、ライブ透視画像での任意のサイズでの拡大は重要視していないため、加点項目は追加いたしません。</p>

No	項目	仕様内容	質問	回答
59	3.8.2	患者被ばく低減用の付加フィルタとして、3種類以上の厚さのCuフィルタを装備すること。	<p>弊社は被ばく低減フィルタが患者体厚やアーム角度に依存せず常時挿入可能な固定挿入方式となっており、最大限に患者被ばく線量を低減させることが可能です。そのため、「最も厚いフィルタで設定した場合でも自動退避しない常時固定挿入式である場合、加点として評価する。」の加点項目を追加お願い申し上げます。</p> <p>さらに、被ばく低減フィルタは分厚いほど被ばく低減効果の高いものであることから、「最大1.0mmCueq以上である場合、加点として評価する。」の加点項目も追加お願い申し上げます。</p>	<p>検査中に撮影条件などが変化するため、フィルタの自動挿入が望ましいので、加点項目を追加いたしません。</p> <p>体厚が薄い患者（乳幼児・小児）の撮影において最大フィルタ厚が1.0mmCuの必要性があまりないので、加点項目を追加いたしません。</p>
60	3.8.4.1	<加点項目>コリメータ内に面積線量計を有することができる場合は加点として評価する。	<p>弊社は面積線量計を使用しないで線量値を算出いたします。面積線量計の定期的な校正の必要が無く、後方散乱による影響も考慮した精度の高い線量値を算出いたします。また、面積線量計による術者散乱線による被ばくの影響もございません。そのため「面積線量計による術者被ばくを軽減するために計算値で算出できる場合は加点として評価する」に変更をお願い申し上げます。</p>	<p>「面積線量計の使用にかかわらず、手技中のDAP、空気カーマ、空気カーマ率をリアルタイムで表示する機能を有する場合は加点として評価する。」に変更いたします。</p>
61	3.8.7	製品化された被ばく低減機能技術は全て搭載すること。	<p>被ばく低減技術に関して、医学論文にて報告されていることは重要なエビデンスとなるため、「線量低減に関しては15以上の医学論文（文献引用影響率を有する）にて報告されている場合、加点として評価する。」の加点項目を追加お願い申し上げます。</p>	<p>オプションを含めた装置の被ばく低減機能をすべて搭載することが希望のため、加点項目は追加いたしません。</p>

No	項目	仕様内容	質問	回答
62	3.9.7	回転 DSA 画像を用いた 3D 画像再構成機能を有すること。	弊社 3D 画像再構成機能は回転撮影（回転 DA）画像から再構成いたします。閾値処理により血管像だけを抽出、もしくは、マスク回転撮影像の 3D 再構成画像とのサブトラクション処理が可能です。そのため、「回転撮影画像を用いた 3D 画像再構成機能を有すること。」へ変更をお願い申し上げます。	「回転撮影画像を用いた 3D 画像再構成機能を有すること。」へ変更します。
63	3.9.7.1	<加点項目>回転 DSA 撮影において体動によるアーチファクトを低減させる機能を有する場合は加点として評価する。	弊社 3D 画像再構成機能は回転撮影（回転 DA）画像から再構成いたします。そのため「回転撮影において体動によるアーチファクトを低減させる機能を有する場合は加点として評価する。」に変更をお願い申し上げます。	「回転撮影において体動によるアーチファクトを低減させる機能を有する場合は加点として評価する。」へ変更します。

No	項目	仕様内容	質問	回答
64	3.11.17	穿刺手技の安全性と確実性を高めるため、ワイヤレス超音波装置は以下の要件を満たすこと。	<p>下記仕様の変更をご検討お願い申し上げます。</p> <p>3.11.17 超音波診断装置本体は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>3.11.17.1. 本体モニタサイズは 14 インチ以上であること。</p> <p>3.11.17.2. 本体もしくは専用架台にキャスターを有し総重量が 25Kg 以上 63kg 以下であること。</p> <p>3.11.17.3. 休止モードから 10 秒以内で起動すること。</p> <p>3.11.17.4. 穿刺用途において、針の視認性を向上させる機能を有すること。</p> <p>3.11.17.5. リニアプローブを有し、かつ無線タイプの場合はプローブ側でフリーズもしくは画像保存が可能であること。</p> <p>3.11.17.6. リニアプローブを有線タイプの場合は 22MHz 以上の周波数帯域に対応すること。</p> <p>3.11.17.7. 本体バッテリーを有し 30 分以上動作可能であること。</p> <p>3.11.17.8. 民生品のタブレット端末を使用していないこと。</p>	<p>専用カートで移動可能であり、重量は問いません。</p> <p>清潔カバーで覆うため汚れた部分のクリーニングや消毒ができればよいです。</p> <p>3.11.17.1 を 「有線または無線タイプのリニアプローブを有すること。」に変更いたします。</p> <p>3.11.17.2 を 「無線タイプのプローブの場合は、バッテリーは取り外し可能なカートリッジタイプを採用し、プローブ側でフリーズもしくは画像保存が可能であること。有線タイプの場合は 22MHz 以上の周波数帯域に対応すること。」に変更いたします。</p> <p>3.11.17.4 を削除いたします。</p> <p>3.11.17.7 に 「本体モニタサイズは 14 インチ以上であること。」を追加いたしました。</p> <p>3.11.17.8 に 「本体がバッテリー駆動可能なこと。」を追加いたしました。</p> <p>3.11.17.9 に 「民生品のタブレット端末を使用していないこと。」を追加いたしました。</p>

No	項目	仕様内容	質問	回答
65	記載なし	記載なし	<p>(性能・機能以外の要件)</p> <p>「上記記載のバイプレーン装置について、Cアーム・フラットディテクタ・X線管球・検査用テーブル・モニター関係等すべてにおいて、導入する製品はリターナブルパーツ等を用いた、いわゆるリファービッシュ品を含まないこと。」を追記願います。</p>	<p>3.13.19として</p> <p>「上記記載のバイプレーン装置について、Cアーム・フラットディテクタ・X線管球・検査用テーブル・モニター関係等すべてにおいて、導入する製品はリターナブルパーツ等を用いた、いわゆるリファービッシュ品を含まないこと。」を追記します。</p>